

## 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善計画書(令和5年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

法人名	社会福祉法人 神戸自興会
法人所在地	〒 651-2304 兵庫県神戸市西区神出町小東野58-92
法人ガナ	カゴタニ ヨシキ
書類作成担当者	加藤谷 芳樹
連絡先	電話番号 078-965-2218 E-mail manjuuen@skyblue.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算
(※改善加算)	(特定加算)	(ベースアップ等加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

・ 本計画書に記載された金額は見込み額であり、提出後の通常状況(利用者数等)その他の事由により変動があらざる。

・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」である場合、加算取扱いの要件を満たしていること。

I 処遇改善加算の見込み額について、処遇改善加算による賃金改善の見込み額が、同加算の算定期間見込み額を上回ること。

II 処遇改善加算の見込み額及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込み額が、同加算の算定期間見込み額を上回ること。

III ベースアップ等加算の見込み額及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込み額が、同加算の算定期間見込み額を上回ること。

IV 【全】加算対象年による賃金改善年による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること。

## (1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

## 取得予定の加算の合計

① 令和5年度の加算の見込額	50,413,896 円
② 賃金改善の見込額を上回ること	51,000,000 円

## (2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
① 令和5年度の加算の見込額	処遇改善加算 <input checked="" type="checkbox"/>	特定加算 <input checked="" type="checkbox"/>	ベースアップ等加算 <input checked="" type="checkbox"/>
② 賃金改善の見込額を上回ること	(a) 34,500,000 円	(b) 9,800,000 円	(c) 6,700,000 円

## 【記入上の注意】

・ (a)には、処遇改善加算の算定期間に介護職員の賃金改善の見込み額を法人で計算し、直接記入すること。

・ (b)には、特定加算の算定期間に介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込み額を法人で計算し、直接記入すること。

・ (c)には、本計画書5(1)に記載された介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込み額の合計が自動的に折半される。

・ (a)-(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定割利費等の事業主負担の増加分を含めることができます。

## (3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・ 上記に加えて、処遇改善加算による賃金改善を契約する部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等による賃金改善を契約する部分で賃金水準を引き下げません。
---

## 【記入上の注意】

・ (d)には、処遇改善加算の算定期間における賃金改善の見込み額を法人で計算し、直接記入すること。  
・ (e)には、「前年度の賃金の総額から「前年度の各加算額及び他の賃金改善額を除いた額を比較し、該額が(2)の額を下回らない(加算額を含む)」とある。賃金報告書では、これらの賃金額の具体的な配分を求めるため、詳細な考証の方は、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参照すること。

・ (f)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (g)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (h)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (i)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (j)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (k)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (l)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (m)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (n)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (o)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (p)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (q)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (r)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (s)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (t)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (u)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (v)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (w)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (x)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (y)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (z)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (aa)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (bb)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (cc)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (dd)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ee)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ff)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (gg)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (hh)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ii)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (jj)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (kk)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ll)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (mm)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (nn)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (oo)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (pp)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (qq)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (rr)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ss)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (tt)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (uu)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (vv)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ww)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (xx)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (yy)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (zz)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (aa)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (bb)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (cc)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (dd)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ee)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ff)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (gg)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (hh)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ii)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (jj)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (kk)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ll)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (mm)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (nn)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (oo)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (pp)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (qq)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (rr)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ss)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (tt)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (uu)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (vv)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ww)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (xx)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (yy)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (zz)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (aa)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (bb)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (cc)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (dd)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ee)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ff)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (gg)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (hh)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ii)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (jj)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (kk)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ll)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (mm)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (nn)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (oo)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (pp)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (qq)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (rr)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3)を参考すること。

・ (ss)には、別紙様式3-1「賃金報告書」(3

### 3 介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(年間)	34,500,000 円
②賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )
賃金改善を行なう給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)  (賃金改善に関する規定の見直し) <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他( )  具体的な取組内容 において、入所者に対する賃金改悪に対しては、「有資格者」、「無資格者」別に処遇改善手当として、正職員月額42,000円~60,000円、非常勤職員月額37,000円~43,000円、非常勤勤務台帳、勤務年数、要介護度により毎月の給与を処遇改善手当として支給する。また、賃金改悪実施期間内において加算の累計計算額に対し、累計賞金支払い改善額が下回る場合には、追加分を賞与で調整する。今後、賃格、人事考課評価面に基づく実績の仕組みを整え、令和 6 年度の実績改善効果並びに令和 5 年度の計画を職員に説明し周知を行なう予定。  ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を正確とするなど明確にすること。
(上記取組の開始時期)	令和 5 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

#### (2) キャリアバス要件

\* 次の要件について該当する場合はチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの基準所の「この欄もキャリアバス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを選択すること。」

キャリアバス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	<input checked="" type="checkbox"/> 加算Ⅰ・Ⅱの場合に必ず「該当」。 <input type="checkbox"/> ないが「該当」
イ 介護職員の任務又は職務内容等に応じて賃金体系を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ロ ④イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じて賃金体系を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇

キャリアバス要件Ⅱ 次のイとロ双方の基準を満たす。	<input checked="" type="checkbox"/> 加算Ⅰ・Ⅱの場合に必ず「該当」。 <input type="checkbox"/> ないが「該当」
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修会の実施又は技術指導等を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ロ ④イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じて賃金体系を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇

キャリアバス要件Ⅲ 次のイとロ双方の基準を満たす。	<input checked="" type="checkbox"/> 加算Ⅰの場合に必ず「該当」。
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを監督している。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ロ ④イに応じて昇給する仕組み。 ④ ① ※「勤続年数」や「階級年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
④ ② ※「介護職社員」や「業務研究修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであることを指す。ただし、介護具体的な仕組みの内容(該当するもののみ)を記述すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
④ ③ ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇
ロ ④イについて、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> 〇

\* キャリアバス要件Ⅲを満たさず(加算Ⅰを算定する場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定機関からのお問い合わせ)た場合は選択肢から選ぶこと。

介護職員等特定処遇改善加算の要件について

### 1) 特定加算のグループごとの配分要件



○特定計算による賃金改善の見込額(再掲)  
9,800,000 円

経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(ア)特定加算による平均賃金改悪額 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること		
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	12.0人	46.2人
(ウ)特定加算による賃金改悪額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改悪額の比率	1.0:	1.0:
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改悪額(月額)	11,655円	11,540円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改悪額の総額(年額)	( 1,678,338円 )	( 6,396,241円 )
(カ)日とCの平均賃金の算込額(月額) ※BとCを満たさない場合のみ記入		円
(キ)特定加算による賃金改悪するその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の算込額(年額)	4,354,986円	一〇件四
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改悪額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	11人	一〇件四
(ケ)本計畫(別紙様式2-3)で特定期間の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)		2か所一
(コ)「月額平均8万円の処遇改悪又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由		
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。		

□ その他の  
□ ここが必要であり、規則の整備や研修・実務経験の蓄積など一一定期品を要するため。

2) 優化改善工程之總合項目及工作計

(2)資金改善を行う資金項目及び方法		令和 5年 6月～ 令和 6年 5月(12か月)
資金改善実施期間	(A)の考え方	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他( )
(4)(1)(2)(3)(4)にチェック(✓)がない場合その理由)		
(当該事業所において資金改善内容の根拠となる規則・規程)		
<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他( )		
(資金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、資金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて資金改善を行なう場合、その旨を記載。		
(当該事業所における資金改善手当額(二回〆切、特定労働者改修加算の上乗せを分)に因しては資金改善を行なう場合の正職員(正社員)と、法人内での人事考課(業務姿勢、貢献度等)により施設長、人事考課委員会の認めるものとし、直接介添する。)		
(前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。)		
(上記取組の開始時期) 令和 5年 4月( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定期 )		

<p>要件V</p> <p>要件VI</p> <p>要件VII</p>	<p>要件VIII</p> <p>要件IX</p> <p>要件X</p>	<p>要件XI</p> <p>要件XII</p> <p>要件XIII</p>
<p>要件Vが×の場合、「賞金改善を実施するグループ」の選択方法が不適切です。</p>	<p>要件Vが×の場合、A:Bの配分比率が要件(A&gt;B)を満たしていません。</p> <p>要件VIが×の場合、B:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていません。</p>	<p>要件VIIIが×の場合、(C)の職員のうち改善後の賞金が最も高額となる者の賞金が440万円を超えていました。</p> <p>要件IXが×の場合、(A)のうち賞金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賞金が年額440万円以上となる者の数が加算を取得した事業所の数を下回っており、「認定できない事業所があつた場合その理由」欄にチェック(✓)がありません。</p>
<p>要件X</p> <p>要件XI</p> <p>要件XII</p>	<p>要件XIII</p>	

!二の種類が×の場合、「(2) 賃金改収を行う資金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されていません。

卷之三

(3) 見える化要件について

実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報システム」への掲載
<input type="checkbox"/> ホームページへの掲載
<input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法による掲示等

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

5(1) 以下の要件を満たす場合、オレンジセルが○であります。  
※介護職員等の他の職種のそれを除いて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の上乗げ)に記載される計画になっていること。

<input type="checkbox"/> ①ベースアップによる賃金改善の見込額(②)・③の合計)	6,700,000 円	
<input type="checkbox"/> ②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)		
介 護 職 員	うち、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 2,200,000 円 (手当の上乗げ)による手当支払額 2,200,000 円 (既存の見込額) (括弧内は月額)	100.00 %
そ の 他 の 職 種 の 職 地	うち、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 4,500,000 円 (手当の上乗げ)による手当支払額 4,500,000 円 (既存の見込額) (括弧内は月額)	100.00 %

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )
賃金改悪を行 う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手 る手当(新設)
ベ ース ア ッ プ 等 (必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> その他の手当(新設)
(当該事業所における賃金改悪の規制となる規則・規程)	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他( ) (賃金改悪に関する規定内容) ※上記の規則規程のうち、賃金改悪に関する部分を抜き出すること。
具体的な取組 内容	従来からの介護職員賃金改悪手当支給に基づき、賞与等、法と合致して支給している。ベースアップ加算手当については配分割合により、その他の職員の配分を柔軟に設定する。令和5年12月以降、入院者対象として、他の職員との賃金改悪実施期間においては、介護職員(その他の職員)に対するベースアップ加算手当として、月額5,000円、その他正職員は月額2,000円支給する。正職員以外は勤務時間等に応じ、累計賃金支払額額に対し、累計受領金額に対して、加算受領金額を下回る場合は、一時金で調整支給し、超過改悪期間に際しては超過改悪手当の回数の扱いとする。
(上記取組の開始時期)	令和 5 年 4 月 ( ☐ 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

! この欄が×の場合、実施する周知方法が選択されていません。

<input type="checkbox"/> ! この欄が×の場合、実施する周知方法が選択されていません。
---

## 6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】  
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(+)すること。金額は必ず「1つ以上の取組を行なうこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項を選択しないこと。)

【特定加算】  
届出に係る計画の中に実施する事項について、チェック(+)すること。「賃貸の取組を行い、「入職促進」「生産性向上のための業務改善」、「投資の向上やキャリアアップ」に向けた支援」「面立支援・多様な働き方の推進」「医療を含む心身の健康維持」「生産性向上のための業務改善」の取組、「やりがい・働きがいの醸成」の区分について、それぞれ「1つ以上の取組」に行なうこと。※処遇改善加算と特定加算どで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 人事評定成績方針・人材育成方針・その実現への施策・人組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共通による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの新規参入者・新規雇用・中高年齢者等・経験者・有資格者等にござわざない幅広い採用の仕組みの構築
賃貸の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 駐在する幹部吸引・認知度ケア・サービス提供責任者研修・中堅職員に対する業務を研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者研修の受講者への賃貸料の割引・賃貸料の支給等に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> エリート・スター・パートナー(仕事やメンタル面のサポート等をかける担当者)制度導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に対する定期的な相談の機会の確保
面立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護者に対する仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実・事業所内外に託育施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の仕事の分担における勤務シフトや就業時間正規職員制度の導入・職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の実現の整備等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理制度・メンターライバース等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度等の職員相談窓口の整備支援・介護ロボット・リフト等の介護機器等導入及び研修等による介護職員の負担軽減
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等の管理監督者に対する腰痛対策セミナー・腰痛の発生の改善等腰痛管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 運用管理制度等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 年次・トライアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やハンカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の居宅や施設・食事の加膳・下膳などのほか、経理や事務、広報などを含む3介護業界以外の業務の提供等による受取部分の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動・業務改善の手法の1つ、整理・整頓・清掃・清潔・素养の手順による職場内清掃の整備 <input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による情報内コミュニケーションの充実を踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する。地域の児童・生徒・生徒・生徒との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のアプローチによる理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例・利用者やその家族からの評議を共有する機会の提供

### 7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(+)すること。

確認項目	証明する資料の例
① 加算相当額を適切に配分するための資金改営ルールを定めました。	○ 证明する資料例 就業規則・給与規程 給与明細 勤務体制表、介護福祉士登録証
② 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改営のために金額を支出します。	
③ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	
④ ○キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画等を定めました。	
⑤ ○(※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合)「キャリアパス要件Ⅱを取得する事業所がある場合」 ○他の労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等 ○労働保険料の納付が適正に行われています。	
⑥ ○本計画書の内容を運用する全ての職員に対して周知しました。	

※各説明資料は、指定検査からの求めがあつた場合は、速やかに提出すること。  
※本表への記入記載の他、処遇改善加算・特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和5年4月10日 法人名 社会福祉法人 神戸自興会  
代表者 氏名 理事長 氏名 小澤 正人

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

\*以下の項目に「×」があるか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため表示する必要はない。	
処遇改善加算による賃金改収の見込額が加算の見込額を上回ること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)特定加算による賃金改収の見込額が加算の見込額を上回ること	<input checked="" type="checkbox"/>
ベースアップ等加算による賃金改収の見込額が加算の見込額を上回ること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)処遇改善加算等による賃金改収以外の部分で賃金水準を引き下げるなどを誓約すること	<input checked="" type="checkbox"/>
3 処遇改善加算の要件について	
(1)賃金改収を行なう賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアバス要件Ⅰを満たしていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)具体的な取組み内容が記入・選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアバス要件Ⅲを満たしていること	<input checked="" type="checkbox"/>
具体的な仕組みの内容が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
4 特定加算の要件について	
法人で設定したA・Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	<input checked="" type="checkbox"/>
法人で設定したB:(C)の配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(1)「賃金改収を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input checked="" type="checkbox"/>
人の職員のうち、特定加算の対象とするこの職員の改収後の賃金が年額440万円を上回らないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
人が年額440万円以上であることを定期的に監査する事業所数につき1人以上は、賃金改収所要額が月額平均8万円以上又は改収後の賃金	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)「賃金改収を行なう賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
5 ベースアップ等加算の要件について	
介護職員について、賃金改収の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられる計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(1)その他の職種について、賃金改収の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)賃金改収を行なう賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
6 脚場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体会員の取組が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1以上の取組が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
必要な項目が全て選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>